

ページ番号
1012876

自転車に正しく乗り 交通事故を減らしましょう

交通安全を心掛けましょう

市内では、毎年多くの自転車事故が発生しています。自転車に正しく乗り、交通事故を減らしましょう。

交通反則通告制度（反則金制度）が始まります

令和8年4月1日から、自転車の交通違反にも交通反則切符（青切符）が交付されることになりました。反則金を納付すれば刑事罰が科されない制度です。取り締まりの対象は、16歳以上です。悪質・危険で、かつ重大な違反をしたときや事故を起こしたときは赤切符などの刑事手続きとなります。



具体的な違反例と反則金

信号無視 6,000円	一時不停止 5,000円
右側通行 6,000円	携帯電話使用* 12,000円
道断踏切入り 7,000円	制動装置不良 5,000円

自転車ヒヤリハットVR動画

市が学生の交通事故削減や交通安全意識の醸成を図るため制作したVR動画で、出会い頭事故や巻き込み事故の疑似体験ができます。交通ルールをおさらいしながら、自転車の安全な乗り方を学びましょう。



▲市公式
YouTube

自治デザイン課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4751
FAX 0538-32-2353

自転車マナー向上キャンペーン

市では、地域の見守りボランティアの方、磐田警察署など関係機関と協力し、5月、10月、1月の年3回、市内の各所で交通安全街頭指導を実施しています。交通安全活動に関するその他の取り組みは、市ホームページをご確認ください。

数字で見る市の交通安全

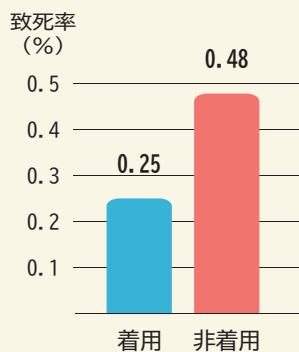
高校生の自転車人身事故が増加

令和8年1月から2月までの間に、市内で18件の自転車人身事故が発生しています。そのうち8件は高校生の事故です。自転車は便利な乗り物ですが、被害者にも加害者にもなる乗り物です。十分に気を付けて乗りましょう。

ヘルメットを着用しましょう

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っています。また、自転車乗車中の交通事故でヘルメットを着用していなかった場合、着用していた場合と比べて致死率が約2倍となっています。

自転車乗車中ヘルメット
着用状況別の致死率



しかし、令和7年末時点の静岡県のヘルメット着用率は9.9%で全国42位です。ヘルメットを着用し、自分の命を守りましょう。

交通事故発生件数県内ワースト3位

市は、令和6年の市の人口10万人当たりの交通事故発生件数で、県内ワースト3位です。また、静岡県の人口10万人あたりの交通事故発生件数は、全国の都道府県でワースト1位となっています。

交通事故の多かった市内の交差点

- 1位 富士見町東交差点
- 2位 加茂川交差点
- 3位 池田入口交差点

※令和7年調査

通勤・通学時間帯である朝・夕方の事故が多くなっています。特に注意が必要です。



▲富士見町東交差点の通学時間帯の様子

※出典：磐田警察署調べ、警察庁調べ

旧磐田市民文化会館の 跡地活用基本方針が決定

資産経営課
(本庁舎4階)

☎0538-37-4804
FAX 0538-37-4876

官民共創による、まちのひろば

基本方針策定までの背景

旧市民文化会館の跡地の活用について、ワークショップの開催やオンラインプラットフォームの活用により市民の皆さんからいただいた意見・ニーズを踏まえ、市としての基本方針を策定しました。

コンセプト

官民共創による、まちのひろば
～賑わいを育む～

多世代が集う拠点づくり

基本方針

- ①いつ来ても楽しくワクワクする、子どももの屋内の遊び場づくり
- ②磐田市らしさを生かし、何度も訪れたくなる、誰もが自分の居場所と感じる場づくり
- ③周辺施設との相乗効果が生まれ、地域経済が活性化する場づくり
- ④まちなかの景観と調和し、来訪や回遊を促す場づくり

利活用にあたっての市の基本的な考え方

市民ニーズの高い機能を備えた新たな民間施設の整備を目指します。

- ・原則、民間事業者が施設を整備・所有し、管理運営する「民設民営」を想定し、公募型プロポーザルで事業者を選定する
- ・市の大切な財産として、土地は売却せず「事業用定期借地権」を設定し、事業者へ貸し付ける

今後のスケジュール

令和8年度は、民間事業者から事業の具体的な意見やアイデアを収集する調査を実施し、事業公募へ向けた条件の整理を行います。



ウォーキングマップinいわた を有効活用ください

スポーツのまち推進課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4832
FAX 0538-37-5034

自分に合ったコースから歩いてみませんか？

配布場所

図書館や交流センター、磐田市総合体育館などの市内公共施設や体育施設
※ホームページでもマップを公開しています

ウォーキングは、いつでも、どこでも、一人でも行うことができる気軽なスポーツで、世代を問わず手軽に始められる有酸素運動です。
普段より10分(約1000歩)多く歩くことから始めてみましょう。遠くの駐車場に車を停めて歩いたり、階段を使ったりして、普段の生活でこまめに歩く機会を作ることもおすすめです。

ウォーキングの主な効果

- ・肥満解消
- ・高血圧・血糖値の改善
- ・心肺機能・骨の強化
- ・リラックス効果

ウォーキングマップを作成しました

市は、市内10コースを紹介するウォーキングマップを作成しました。自身の体力やお住まいの地域、コースの魅力に応じてお気に入りのコースを歩いてみてください。



ページ番号
1013007

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

市民課
(本庁舎1階)☎0538-37-4816
FAX 0538-37-2871

通知が届いたら早めの更新を

マイナンバーカードと電子証明書には、それぞれ有効期限が設けられています。

マイナンバーカードの有効期限

発行日から10回目の誕生日。発行時
に18歳未満の方は5回目の誕生日

電子証明書の有効期限

年齢にかかわらず発行日から5回
目の誕生日



電子証明書の有効期限は、スマートフォンアプリのマイナポータルでも確認できます。



▲マイナポータル

マイナンバーカードの更新は、有効期限通知書に同封の交付申請書を使用して、次のいずれかの方法で行ってください。申請の約1カ月後に、ご自宅へ交付通知書（はがき）が届きますので、市民課で新しいカードを受け取ってください。

- ① 郵送
- ② スマートフォンなどでオンライン申請
- ③ 証明用写真機で申請
- ④ 市民課や郵便局（市内5カ所）の窓口で写真を撮影して申請

電子証明書の更新は、本人がマイナンバーカードを持参し、市民課または各支所（豊田支所を除く）にお越しください。更新後、カードはその場でお返しします。

ページ番号
1014944

養育費の取り決め

こども未来課
(iプラザ3階)☎0538-37-4896
FAX 0538-37-4631

子どもの未来を守るために

令和8年4月1日に「民法等の一部を改正する法律」が施行されました。この法律は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する父母の責務が明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。

主な改正内容は次のとおりです。

主な改正点

- ① 親権に関するルールの見直し（共同親権の導入）
- ② 養育費の支払確保に向けた見直し（法定養育費・先取特権）
- ③ 子どもの利益を最優先とした親子交流に向けた見直し

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

▲法務省
ホームページ

養育費の支払い確保

離婚した場合、子どもを監護している親は、他方の親から子どもの監護や教育のために必要な費用である「養育費」を受け取ることができ、実際の受給率は低く「現在も受けている」と回答した母子世帯が28.1%、父子世帯が8.7%です（厚生労働省 令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果）。

子どもと自分の生活を守るため、子どもが自立するまでに必要となる経費などについて、今一度考えてみるのが大切です。話し合いがまとまらない場合には、1人で抱え込まないように各種窓口にご相談しましょう。

なお、市では養育費の取り決めに関する公正証書作成や家庭裁判所への調停申立てなどに要する費用の一部を助成しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ページ番号
1016090

市制施行20周年記念写真集を 発行しました

2025年の磐田を記録しました

市は令和7年4月1日に市制施行20周年を迎え、これを記念した写真集「2025年の磐田」を作成しました。市内で行われたイベントや風景のほか、磐田についていよいよInstagramフォトコンテスト2025の入賞作品などを掲載しています。

写真集は、市ホームページで公開するほか、市内公共施設に配架します。



この写真集は200冊限定で販売します。

販売開始日

4月27日(月)

販売価格

1冊あたり1000円

※1人2冊まで

※郵送での受け取りを希望される方は追加費用として郵送料が別途430円かかります。申し込み後に納付書を送付し、入金確認ができた次第の発送となります
※窓口での受け取りを希望される方は追加費用が発生しません

申込方法

- ①広報広聴・シティプロモーション課窓口
- ②電子申請



▲販売フォーム

広報広聴・シティプロモーション課
(本庁舎2階)

☎0538-37-4827
FAX 0538-32-3946

ページ番号
1001483

まち美化パートナーに 参加しませんか

あなたの活動で、磐田のまちをもっときれいに

まち美化パートナー制度とは

市民や企業、団体の皆さんが、道路や公園などの公共空間で、草刈りや花壇づくりなどの環境美化活動を行い、市がその活動をさまざまな形でサポートする制度です。

現在200を超える団体に加入いただき、まちをきれいにする活動にご協力いただいています。

市のサポート

・清掃活動に必要な物品の支給
軍手やごみ袋など、清掃活動に必要な物品を現物支給します。支給可能な物品の種類は幅広く、年間で決められた金額の範囲内で支給します。

活動で出たごみの回収

収集場所とおおまかな回収物の量をご連絡していただくと、刈った草や拾ったごみなどを回収します。

加入できる方

市内の自治会や学校、企業、ボランティア団体などが対象です。個人でも団体でも加入が可能です。既に清掃活動をしている方、これから始めてみたい方は、ぜひ加入をご検討ください。



問い合わせ

【道路・河川など】

道路河川課

☎0538-37-4808

【公園など】

都市整備課(西庁舎1階)

☎0538-37-4806

道路河川課
(西庁舎2階)

☎0538-37-4808
FAX 0538-32-3948

ページ番号
1002262

就活に役立つ情報をお届けします

産業政策課
(西庁舎1階)☎0538-37-4904
FAX 0538-37-5013

市内企業と学生・求職者との

就職マッチングを支援します

「磐田市Uターン就職・地元定着促進事業」は、市内企業と学生・求職者との就職マッチングを支援するものです。

新卒学生から中途人材などの求職者までを対象に、就活公式LINEや就活情報専用サイト「磐田de」などにより、就活イベント情報や就活サポーターとの相談など、就活に役立つ情報を発信しています。

磐田市就活公式 LINE



友だち登録で

就職相談や企業などの情報収集、イベントの参加申し込みができます。

登録はこちら



▲保護者向け



▲求職者向け

▲学生向け
(新卒・既卒 3年以内)

磐田市就活情報専用サイト「磐田de」
就職イベント情報のほか、市内企業の
インターンシップ情報・採用情報など
を掲載しています

磐田 de ▶

ページ番号
1002264

Uターン就職した方の奨学金返済を支援します

産業政策課
(西庁舎1階)☎0538-37-4904
FAX 0538-37-5013

ふるさと磐田で就職しませんか

市では、Uターン就職を促進するため、大学などの在学時に借り入れた奨学金の返済を支援しています。Uターン就職は、家族のそばで暮らすことができるとや慣れ親しんだ環境で生活できるなど、メリットがたくさんあります。

これから就職を考えている方は、ふるさと磐田へのUターン就職を検討してみてください。

対象者

- ・大学などの進学のために磐田市から県外へ転出し、在学中、日本学生支援機構の奨学金などを借り受けた方で、就職のために市内に転入した方
- ・申請年度の前年度以前に就労し、奨学金の返済を開始した方
- ※その他条件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください



補助額

交付対象経費の1/2以内

年間最大12万円

対象期間

就労開始年度の翌年度から

最大5年間

※千円未満の端数は切り捨て



事業承継の悩みは 身近な相談窓口へ

産業政策課
(西庁舎1階)

☎0538-37-4904
FAX 0538-37-5013

早めの準備が会社と従業員を守ります

「後継者がいない」「子どもに継がせるべきか迷っている」「従業員や第三者への承継を考えている」など、事業承継は、経営者にとって避けては通れない大きなテーマです。「何から始めれば良いか分からない」「親族内承継だけでなく、従業員承継やM & A (第三者承継) も含めて検討したい」という声も多く聞かれます。

市では、市内企業の円滑な事業承継を支援するため、専門機関と連携した相談窓口をご案内しています。まずはお気軽にご相談ください。



主な相談内容

- ・ 後継者の選定、育成
- ・ 親族内承継、従業員承継の進め方
- ・ M & A の進め方
- ・ 企業価値評価
- ・ 財産承継対策
- など

相談窓口

初回のご予約は、相談内容に沿った専門家をご紹介するため、お電話にて承っております。日程は二次元コードからご確認ください。

磐田商工会議所

☎0538-32-2261

磐田市商工会

☎0538-36-9600



▲磐田商工会議所
ホームページ



▲磐田市商工会
ホームページ

副業・兼業人材の 活用で課題を解決

産業政策課
(西庁舎1階)

☎0538-37-4904
FAX 0538-37-5013

副業・兼業人材活用に補助金を交付

専門的な技術を持つ人材の活用により、企業の生産性向上や社員のスキルアップを図る市内中小企業などを支援するため、副業・兼業人材を活用する事業者に対し、補助金を交付します。

申請期限

令和9年3月31日

※副業・兼業人材または紹介会社と契約してから14日以内に申請し、令和9年3月31日までに完了すること
※予算がなくなり次第終了

対象要件

- ① 市内に事業所を有する中小企業事業者・個人事業主または従業員数が300人以下の医療法人・社会福祉法人であること
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点(新事業などの支援を行い、それを実施するプロフェッショナル

対象経費

副業・兼業人材に支払う報酬、登録人材紹介会社に支払う紹介手数料および業務委託料

補助額

副業・兼業人材一人当たり補助対象経費の2分の1以内(上限24万円)
※年度内に1社あたり2人まで

【人材採用までのイメージ】

